

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○令和四年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則……………(総務局人事部職員支援課)……………一

告示

○都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一

○公共測量の終了(八件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二

○市街地再開発組合の定款の変更認可(三件)……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………三

○建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………四

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………四

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同)……………五

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)……………六

○国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………八

告示(選)

○政治団体の届出……………八

○政治団体の届出事項の異動の届出……………九

○政治団体の解散の届出……………三

○資金管理団体の指定の届出……………五

○資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六

○資金管理団体の取消しの届出……………七

規程(交)

○令和四年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程……………八

規程(水)

○令和四年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程……………八

規程(下水)

○令和四年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程……………八

公告

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し……………(主税局課税部課税指導課)……………八

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………八

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九

○大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)……………〇

雑報

○東京都職員共済組合組合会の招集……………(東京都職員共済組合)……………〇

正誤

○令和三年八月十三日付東京都規則第二百九十二号……………〇

規則

令和四年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則を公布する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

東京都規則第二百二十九号

令和四年度における職員の夏季休暇の特例に関する規則

令和四年度における職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成七年東京都規則第五十五号)第二十六号第一項の規定の適用については、同項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月十六日から十一月三十日まで」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第九百号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十八年東京都告示第九百八十五号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の 東京都計画公園事業第八・二・三

種類及び名称 十号高松農の風景公園
 三 事業施行期間 平成二十八年五月十七日から令和六年三月三十一日まで
 四 事業地 取用の部分
 平成二十八年東京都告示第九百八十五号、令和二年東京都告示第九百五十九号及び令和四年東京都告示第一号の事業地のうち練馬区高松二丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
 変更なし

●東京都告示第九百一号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、西東京市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量及び測量標の設置)
- 三 測量の区域 西東京市ひばりが丘北二丁目及びひばりが丘北三丁目各地方
- 四 測量の期間 令和二年十二月十一日から令和四年二月十日まで

●東京都告示第九百二号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、西東京

市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量及び測量標の設置)
- 三 測量の区域 西東京市住吉町三丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月十七日から令和四年二月十日まで

●東京都告示第九百三号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、西東京市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量及び測量標の設置)
- 三 測量の区域 西東京市中町一丁目及びひばりが丘二丁目各地方
- 四 測量の期間 令和三年十二月七日から令和四年三月十一日まで

●東京都告示第九百四号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、西東京

市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量 (基準点測量及び測量標の設置)
- 三 測量の区域 西東京市保谷町五丁目地内
- 四 測量の期間 令和四年一月七日から同年二月十日まで

●東京都告示第九百五号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量 (地図編集)
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 令和三年十二月二十日から令和四年三月十八日まで

●東京都告示第九百六号

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、文京区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 文京区

二 測量の種類 公共測量(基準点測量)

三 測量の区域

文京区春日二丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石川三丁目、小石川四丁目、小日向一丁目、小日向二丁目、小日向四丁目、西片二丁目、白山一丁目、白山二丁目、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷七丁目及び湯島四丁目各地内

四 測量の期間

令和三年五月三十一日から令和四年二月二十八日まで

●東京都告示第九百七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国分寺市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国分寺市

二 測量の種類 公共測量(三級基準点及び四級基準点測量、復旧測量(基準点)、地形図等成果の座標補正及び用地測量)

三 測量の区域

国分寺市北町一丁目及び北町五丁目各地内

四 測量の期間

令和三年七月二十八日から令和四年三月十一日まで

●東京都告示第九百八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第二項の規定により、東村山市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東村山市

二 測量の種類 公共測量(地図編集)

三 測量の区域 東村山市地内

四 測量の期間

令和四年一月一日から同年三月三十一日まで

●東京都告示第九百九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき中野二丁目地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

中野二丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年七月三十一日から令和八年一月三十一日まで

三

施行地区

中野区中野二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中野区中野二丁目二十五番八号

平成三十年七月三十一日

五 変更の内容

事務所の所在地を中野区中野三丁目三十二番十一号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和四年六月十四日

●東京都告示第九百十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき南池袋二丁目C地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

南池袋二丁目C地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年三月十三日から令和九年三月三十一日まで

三 施行地区

豊島区南池袋二丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

豊島区南池袋二丁目四十番二十二号

五 変更の内容

事務所の所在地を豊島区南池袋二丁目八番三号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和四年六月十四日

●東京都告示第九百一十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定に基づき囲町東地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

囲町東地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年九月十六日から令和八年十二月三十一日まで

三 施行地区

中野区中野四丁目地内

四 事務所所在地及び設立認可の年月日

中野区中野四丁目十七番五号

令和二年九月十六日

五 変更の内容

事務所の所在地を中野区新井二丁目三十番四号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

令和四年六月十四日

●東京都告示第九百一十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

いて縦覧に供する。

令和四年六月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の位置 指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条 令和四年六月一日 東村山市恩多町二丁目三十九番八、同番九番八、同番百二及び同番百三の各一部 延長 一九・八三 幅員 四・〇〇

●東京都告示第九百一十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

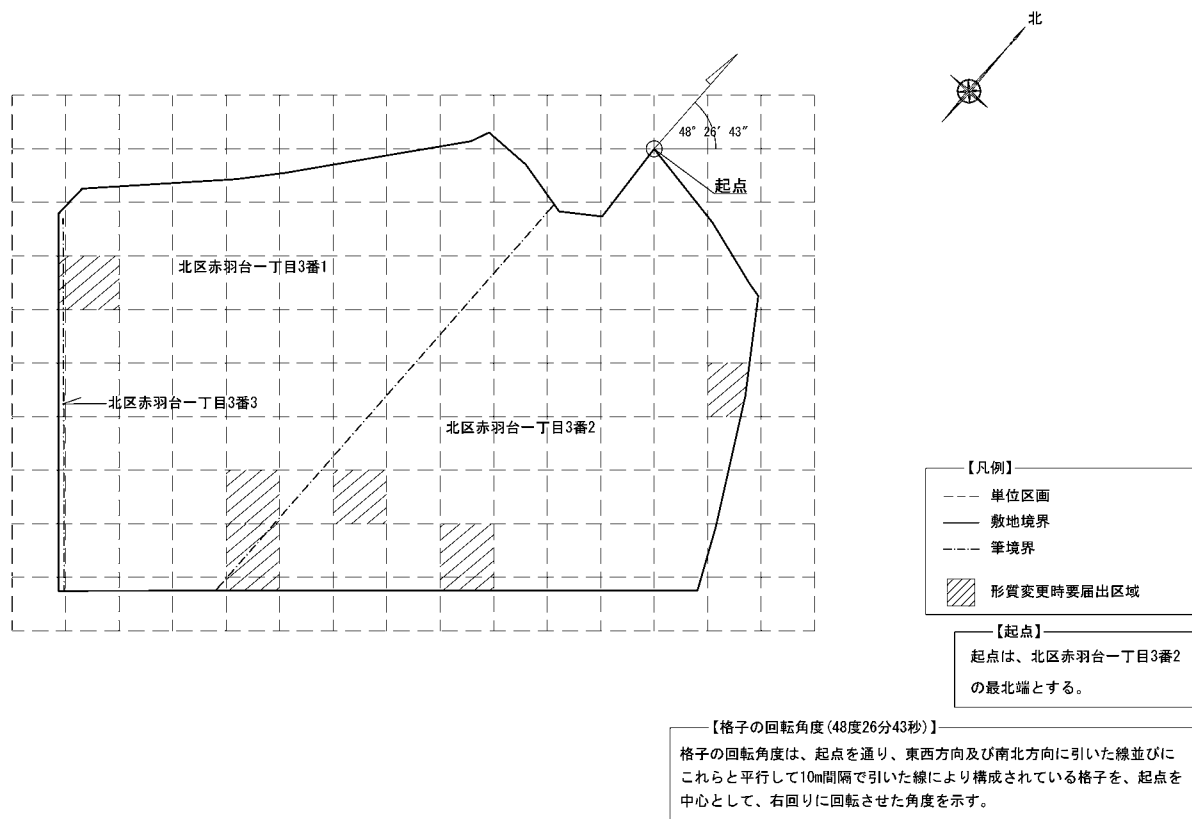
令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（北区赤羽台一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第九百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、平成二十九年東京都告示第千六百二十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同條第五項において準用する同條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十四日

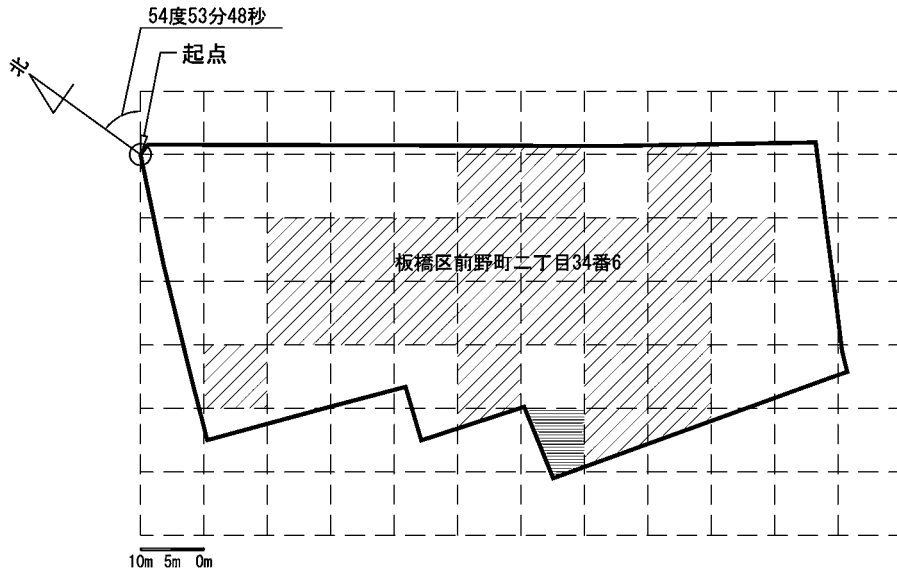
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区前野町二丁目地内)

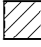

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

- 単位区画
- 敷地境界
-  要措置区域
(平成29年東京都告示第1621号により指定した区域)
-  指定を解除する区域

起点

起点は、板橋区前野町二丁目34番6の最北端とする。

格子の回転角度（54度53分48秒）

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和三年東京都告示第七百五十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十四日

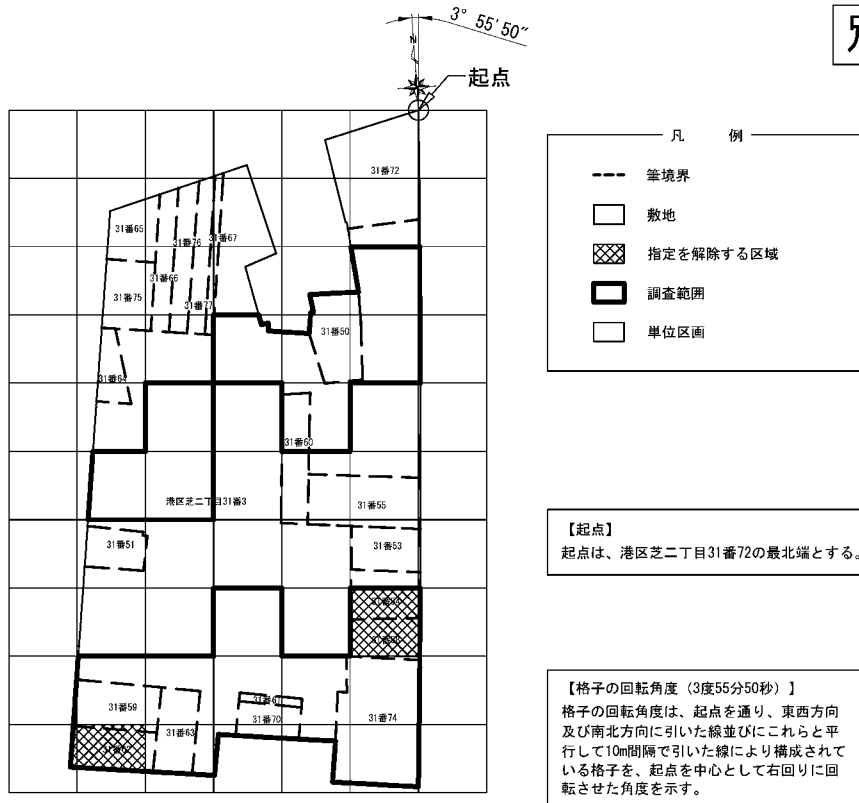
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区芝二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第九百十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百六十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十四日

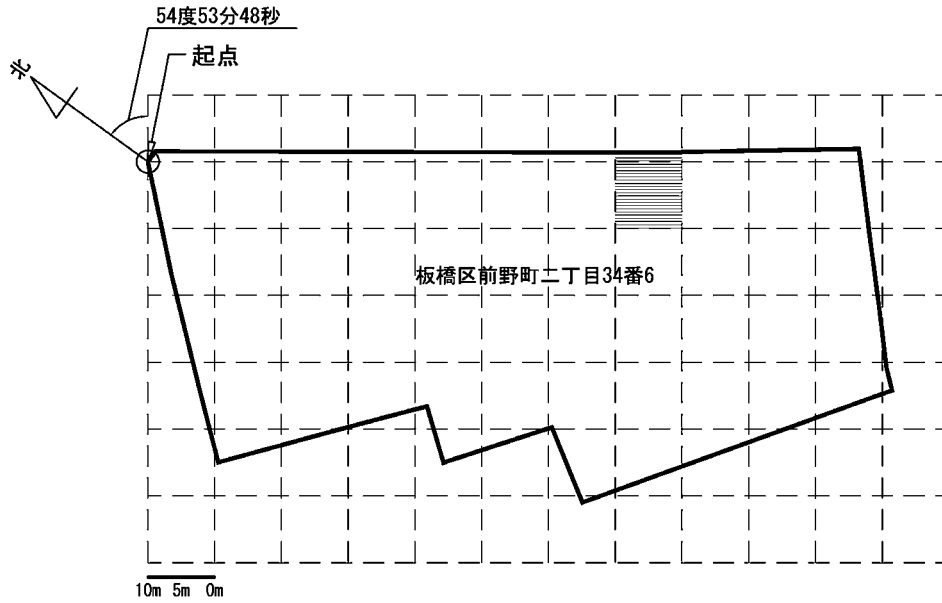
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区前野町二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



凡例

--- 単位区画

— 敷地境界



指定を解除する区域

起点

起点は、板橋区前野町二丁目34番6の最北端とする。

格子の回転角度 (54度53分48秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第九百十七号

国民健康保険法 (昭和三十三年法律第九十二号) 第二十七條第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令 (昭和三十三年政令第三百六十二号) 第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に静岡県伊豆の国市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和四年五月三十日

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第六條第一項 (同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。) の規定による政治団体の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年六月十四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
れいわ新選組衆議院東京都比例総支部	山本 太郎	中田 安彦	千代田区麴町2-5-20	R4. 1. 13	○	衆議院議員

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
小野りゅうじ後援会	小野 隆治	小野 不二男	町田市小山町4346	R4. 1. 21
計量政策研究会	井林 與市	松本 修蔵	板橋区上板橋2-7-7	R4. 1. 12
Japan Security Academy	石川 和孝	大野 主税	港区赤坂2-17-60	R4. 1. 24
都民ファーストの会宇田川りゅうじ後援会	宇田川 祐治	宇田川 祐治	杉並区荻窪4-20-18	R4. 1. 17
都民ファーストの会中川幸太郎後援会	中川 幸太郎	鈴木 晃地	町田市南大谷721-1	R4. 1. 4
日本産業経済復活強化推進機構	井戸 照夫	井戸 照夫	新宿区北新宿4-20-12	R4. 1. 26
練馬区長交代プロジェクト	広岡 守穂	沖山 一雄	練馬区田柄2-34-17	R4. 1. 5
蓮沼つよし後援会	蓮沼 毅	若林 胤良	町田市南大谷705-6	R4. 1. 5
細野かよこと菜の花ネット	植田 かよ子	大橋 美紀	中野区沼袋3-22-15	R4. 1. 24
藪原太郎後援会	藪原 太郎	成瀬 奈穂子	武蔵野市吉祥寺北町3-5-3	R4. 1. 21

●東京都選挙管理委員会告示第五十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七
 条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出が
 あったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のと
 おり公表する。

令和四年六月十四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党東京都総支部連合会	磯崎 哲史	代表者の氏名	磯崎 哲史	川合 孝典	R3. 12. 21
自由民主党江東総支部	堀川 幸志	会計責任者の氏名	山本 香代子	榎本 雄一	R4. 1. 28
自由民主党東京都第一選挙区支部	山田 美樹	主たる事務所の所在地	新宿区四谷2-14	新宿区四谷2-8	R4. 1. 12
自由民主党東京都中野区第三十支部	加藤 拓磨	会計責任者の氏名	加藤 拓磨	早川 直子	R4. 1. 4
日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部	藤川 隆史	主たる事務所の所在地	新宿区西落合1-29-19	豊島区西池袋3-30-11	R4. 1. 7
立憲民主党東京都第2区総支部	松尾 明弘	主たる事務所の所在地	台東区東上野5-11-10	文京区湯島1-2-7	R4. 1. 14

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
合川てつお後援会	橋本 孝次	代表者の氏名	橋本 孝次	田村 百蔵	R3. 6. 1
新しい町田市政を創る会	老沼 正	代表者の氏名	老沼 正	吉原 修	R4. 1. 1
「生きる権利を市民の手で!」の会	三井 俊明	会計責任者の氏名	石田 幸代	田島 すみ子	R3. 10. 1
石津はるか後援会ハルイチバン	石津 遥香	会計責任者の氏名	石津 遥香	石津 久美子	R4. 1. 7
上村和子とあゆむ会	三井 俊明	会計責任者の氏名	石田 幸代	田島 すみ子	R3. 10. 1
江口じゅん子後援会	丹下 明美	代表者の氏名	丹下 明美	松田 信五	R4. 1. 27
大瀬康介後援会	佐藤 多門	会計責任者の氏名	福谷 千賀子	矢板橋 正浩	R4. 1. 27
太田公弘後援会	太田 公弘	主たる事務所の所在地	江戸川区平井6-33-18	江戸川区平井6-32-2	R3. 9. 26
大森あきひこを励ます会	鈴木 孝雄	代表者の氏名	鈴木 孝雄	宮島 紀典	R4. 1. 27
大森税理士政治連盟	渡邊 雅弘	代表者の氏名	渡邊 雅弘	高橋 晃一	R4. 1. 12
北村イタル後援会	北村 造	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R3. 12. 31
月光会さおとめ智子ジェンダー政策研究会	早乙女 智子	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市磯子区岡村6-5-55	新宿区新宿5-17-6	R4. 1. 13
河野じゅんのすけ後援会	河野 純之佐	会計責任者の氏名	河野 誠子	河野 浅吉	R4. 1. 7

斉藤れいな後援会	藤田 礼伊奈	主たる事務所の所在地	渋谷区神宮前3-16-15	多摩市諏訪1-50-7	R4. 1. 11
JM品川区議団	石田 秀男	会計責任者の氏名	渡辺 裕一	鈴木 真澄	R3. 5. 27
白須夏後援会	白須 夏	会計責任者の氏名	田代 與平治	田代 コウ	R3. 12. 10
墨田オンブズマン	大瀬 康介	会計責任者の氏名	福谷 千賀子	矢板橋 正浩	R4. 1. 27
すみだ行革110番	大瀬 康介	会計責任者の氏名	福谷 千賀子	矢板橋 正浩	R4. 1. 27
須山たかし後援会	須山 卓知	主たる事務所の所在地	八王子市明神町3-10-6	府中市晴見町1-15-35	R4. 1. 24
清新政治懇話会	新井 英生	主たる事務所の所在地	足立区西保木間2-4-7	足立区花畑6-6-26	R4. 1. 18
東京都医師政治連盟杉並支部	継 仁	代表者の氏名	継 仁	多村 幸之進	R3. 6. 26
頭山太郎後援会	頭山 太郎	主たる事務所の所在地	立川市柴崎町3-10-13	立川市柴崎町2-21-9	R4. 1. 6
都民ファーストの会入江のぶこ後援会	入江 伸子	主たる事務所の所在地	港区虎ノ門1-17-1	港区赤坂1-12-32	R3. 7. 23
都民ファーストの会つじの栄作後援会	辻野 栄作	主たる事務所の所在地	千代田区九段北1-4-4	小金井市東町4-8-17	R4. 1. 10
都民ファーストの会港区第一支部	入江 伸子	主たる事務所の所在地	港区虎ノ門1-17-1	港区赤坂1-12-32	R3. 7. 23
中村ひろしを支える会	中村 洋	会計責任者の氏名	丹下 哲治	馬場 邦雄	R4. 1. 18
日本第一党東京都本部	岡村 典秀	代表者の氏名	岡村 典秀	木村 裕子	R4. 1. 16
		会計責任者の氏名	横川 美紀	木村 裕子	R4. 1. 16
ねっとわーく東京	吉田 勉	会計責任者の氏名	吉田 しづか	川崎 忠夫	R3. 12. 31
練馬区長交代プロジェクト	吉田 健一	代表者の氏名	吉田 健一	広岡 守穂	R4. 1. 24
花見たかし後援会	花見 隆	主たる事務所の所在地	北区東十条1-9-1	北区東十条2-13-3	R4. 1. 1
日野税理士政治連盟	山下 雅裕	会計責任者の氏名	望月 洋知	大賀 諭	R3. 6. 11
まちの未来を構想する会	米山 真吾	会計責任者の氏名	米山 未来	飯田 敏雄	R4. 1. 20
三鷹民主緑風会	中村 洋	会計責任者の氏名	丹下 哲治	馬場 邦雄	R4. 1. 27
三菱重工グループ労連京浜地域連絡会政治活動委員会	道山 歩	主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1	港区港南2-16-5	R3. 12. 9
		会計責任者の氏名	奥野 道弘	篠崎 浩二	R3. 12. 9

桃野よしふみと区政をつくる会	桃野 芳文	会計責任者の氏名	桃野 芳文	桃野 めぐみ	R4. 1. 18
山添拓後援会	志摩 和寿	代表者の氏名	志摩 和寿	柏田 光	R4. 1. 5
		会計責任者の氏名	志摩 和寿	柏田 光	R4. 1. 5
横尾としなりの会	横尾 俊成	主たる事務所の所在地	港区赤坂2-17-64	港区赤坂6-19-7	R4. 1. 20
よしざわゆたか後援会	吉澤 雄孝	会計責任者の氏名	平井 雅規	吉澤 真美子	R4. 1. 15
若さで創る明日の中野の会	立石 理郎	主たる事務所の所在地	中野区中野5-24-16	中野区新井1-34-1	R3. 12. 25

備考 従来、東京都選挙管理委員会に届出がされていた月光会さおとめ智子ジェンダー政策研究会及び三菱重工グループ労連京浜地域連絡会政治活動委員会は、神奈川県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

●東京都選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和四年六月十四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
国民民主党東京都大田区支部	岡 高志	R3. 12. 31
国民民主党東京都衆議院比例区第1総支部	菅野 志桜里	R3. 12. 18
自由民主党東京都江戸川区第四十六支部	池田 幸生	R3. 12. 1
自由民主党東京都大田区第七支部	神林 茂	R3. 12. 31
自由民主党東京都葛飾区第二十九支部	安西 俊一	R3. 12. 31
自由民主党東京都北多摩第1区支部	北久保 真道	R3. 12. 31
自由民主党東京都品川区第九支部	松澤 利行	R3. 12. 31
自由民主党東京都杉並区第四十三支部	樽松 幸代	R4. 1. 15
日本維新の会衆議院東京都第8選挙区支部	笠谷 圭司	R3. 12. 20
れいわ新選組衆議院東京都第5区総支部	中村 美香子	R3. 12. 31

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
会田ひろさだ後援会	會田 浩貞	R3. 12. 31
安西俊一後援会	安西 俊一	R3. 12. 31
市川よしゆき後援会	小山 光勇	R3. 12. 31
伊藤こういちサポートの会	辻 幸雄	R3. 12. 28
桜友会	菅野 志桜里	R3. 12. 18
岸たけし後援会	中村 幸夫	R4. 1. 26
きずなの会	抱 晴彦	R3. 12. 31

くれまつ幸代と歩む会	樽松 幸代	R4.	1.	15
河野ゆりえ後援会	盆子原 侑三	R3.	12.	31
志傳会	中川 蔦也	R3.	12.	31
真木会	坂根 真木	R3.	12.	31
鈴木正和後援会	鈴木 正和	R3.	12.	26
須田哲二後援会	小川 茂	R3.	12.	31
高橋信博後援会	波多野 明	R3.	12.	31
中央創生フォーラム	梶川 康二	R3.	12.	31
出口良行後援会	出口 良行	R3.	11.	18
東京みらい21	吉田 勉	R3.	12.	31
都民ファーストの会いけべ愛後援会	池邊 愛	R3.	7.	5
都民ファーストの会板橋区第2支部	木下 富美子	R3.	12.	31
都民ファーストの会しばはし宏子後援会	柴橋 宏子	R3.	12.	23
都民ファーストの会中央区第一支部	池邊 愛	R3.	7.	5
並木心後援会	島田 清四郎	R3.	12.	31
二十一世紀会	神林 茂	R3.	12.	31
ねっとわーく東京	吉田 勉	R3.	12.	31
マック赤坂後援会	櫻井 武	R3.	12.	30
松沢利行後援会	松沢 利行	R3.	12.	31
夢 品川	松澤 利行	R3.	12.	31

雷電社	笠谷 圭司	R3. 12. 20
れいわの時代の東京をつくる世田谷の会	風澤 純子	R3. 12. 31
和田光広後援会	和田 光広	R3. 12. 31

●東京都選挙管理委員会告示第六十号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。
 令和四年六月十四日
 東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者（代表者） の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
宇田川 祐治	区議会議員	都民ファーストの会宇田川 ゆうじ後援会	杉並区荻窪4-20-18	R4. 1. 1
中川 幸太郎	市議会議員	都民ファーストの会中川幸 太郎後援会	町田市南大谷721-1	R4. 1. 1
藪原 太郎	市議会議員	藪原太郎後援会	武蔵野市吉祥寺北町3-5-3	R4. 1. 21
吉田 健一	区長	練馬区長交代プロジェクト	練馬区田柄2-34-17	R4. 1. 24

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
阿部 祐美子	あべ祐美子後援会	公職の種類	都議会議員	区議会議員、都議会議員	R3. 6. 25
入江 伸子	都民ファーストの会入江のぶこ後援会	主たる事務所の所在地	港区虎ノ門1-17-1	港区赤坂1-12-3	R3. 7. 23
太田 公弘	太田公弘後援会	主たる事務所の所在地	江戸川区平井6-33-18	江戸川区平井6-32-2	R3. 9. 26
須山 卓知	須山たかし後援会	公職の種類	都議会議員	市議会議員、都議会議員	R3. 7. 23
		主たる事務所の所在地	八王子市明神町3-10-6	府中市晴見町1-15-35	R4. 1. 24
辻野 栄作	都民ファーストの会つじの栄作後援会	主たる事務所の所在地	千代田区九段北1-4-4	小金井市東町4-8-17	R4. 1. 10
頭山 太郎	頭山太郎後援会	主たる事務所の所在地	立川市柴崎町3-10-13	立川市柴崎町2-21-9	R4. 1. 6
西崎 翔	西崎つばさと羽ばたく会	公職の種類	都議会議員	区議会議員	R3. 6. 17
花見 隆	花見たかし後援会	主たる事務所の所在地	北区東十条1-9-1	北区東十条2-13-3	R4. 1. 1
藤田 礼伊奈	斉藤れいな後援会	主たる事務所の所在地	渋谷区神宮前3-16-15	多摩市諏訪1-50-7	R4. 1. 11
吉田 勉	吉田つとむ後援会(東京みらい21)	公職の種類	都議会議員	市議会議員、都議会議員	R3. 6. 1
		公職の種類	市議会議員	都議会議員	R4. 1. 1

●東京都選挙管理委員会告示第六十一号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号) 第十

九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和四年六月十四日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九
 九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
 旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に
 より、次のとおり公表する。

令和四年六月十四日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
會田 浩貞	会田ひろさだ後援会	R3. 11. 12
安西 俊一	安西俊一後援会	R3. 11. 12
池邊 愛	都民ファーストの会いけべ愛後援会	R3. 7. 5
笠谷 圭司	雷電社	R3. 12. 20
北村 造	北村イタル後援会	R3. 12. 31
木下 富美子	都民ファーストの会木下ふみこ後援会	R3. 11. 22
柴橋 宏子	都民ファーストの会しばはし宏子後援会	R3. 12. 23
鈴木 正和	鈴木正和後援会	R3. 12. 26
出口 良行	出口良行後援会	R3. 11. 12
中川 蔦也	志傳会	R3. 12. 31

規程(交)

●交通局規程第三十二号

令和四年度における東京都交通局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和四年六月十四日

東京都交通局長 武 市 玲 子

令和四年度における東京都交通局企業職員の

夏季休暇の特例に関する規程

令和四年度における東京都交通局企業職員の勤務時間、

休日、休暇等に関する規程(平成七年交通局規程第十四

号)第二十六条第一項の規定の適用については、同項中

「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月十六

日から十一月三十日まで」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十五号

令和四年度における東京都水道局職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和四年六月十四日

東京都水道局長 古 谷 ひろみ

令和四年度における東京都水道局職員の夏季

休暇の特例に関する規程

令和四年度における東京都水道局職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する規程(平成七年東京都水道局管理規程第四

号)第三十条第一項の規定の適用については、同項中「七

月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月十六日か
ら十一月三十日まで」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第十四号

令和四年度における東京都下水道局企業職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和四年六月十四日

東京都下水道局長 奥 山 宏 二

令和四年度における東京都下水道局企業職員

の夏季休暇の特例に関する規程

令和四年度における東京都下水道局企業職員の勤務時間、

休日、休暇等に関する規程(平成七年東京都下水道局管理

規程第二号)第三十条第一項の規定の適用については、同

項中「七月一日から九月三十日まで」とあるのは、「六月

十六日から十一月三十日まで」とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しに

ついて

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百十
四条の九第三項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都
条例第五十六号)第三百三条の六第二項の規定により、特約
業者の指定を次のとおり取り消した。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 取消年月日

名称 氏名 事業所の所在地

株式会社 石井 登志 品川区小山四丁目 令和四年四月
石井 夫 十四番十四号 三十日

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出

について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
つたので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二
百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公
告する。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人朴の会

二 代表者の氏名

野本 千佳子

三 主たる事務所の所在地

北区田端一丁目十一番一号 勘五郎ビル四〇三号室

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年六月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

福生市大字熊川字東二百十八番二及び昭島市緑町五丁目二千九百二十番一

立川市柴崎町二丁目十二番五号
立川不動産株式会社
代表取締役 相澤 敏之

昭島市宮沢町二丁目三十二番一

武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 築地 重彦

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年六月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年六月十四日

一 店舗名
東京都知事 小 池 百合子
サミットストア成城一丁目店

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の店舗名

六 変更後の店舗名

七 変更前の設置者の代表者名

八 変更後の設置者の代表者名

九 変更前の小売業者の氏名又は名称

十 変更後の小売業者の氏名又は名称

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称

十二 変更前の小売業者の代表者名

十三 変更後の小売業者の代表者名

十四 変更日

十五 届出日

十六 縦覧場所

十七 縦覧期間

十八 縦覧時間

世田谷区成城一丁目三番

サミット株式会社

杉並区永福三丁目五十七番十四号

(仮称)サミットストア成城一丁目店

サミットストア成城一丁目店

田尻 一

服部 哲也

サミット株式会社

サミット株式会社ほか二名

サミット株式会社

田尻 一

服部 哲也

令和二年四月一日ほか
令和四年五月二十日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和四年六月十四日から同年十月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の店舗名

六 変更後の店舗名

七 変更前の設置者の代表者名

八 変更後の設置者の代表者名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称

十 変更前の小売業者の代表者名

十一 変更後の小売業者の代表者名

十二 変更日

十三 届出日

十四 縦覧場所

十五 縦覧期間

十六 縦覧時間

サミットストア池上8丁目店

大田区池上八丁目二十一番一号

サミット株式会社

杉並区永福三丁目五十七番十四号

(仮称)サミットストア池上店

サミットストア池上8丁目店

田尻 一

服部 哲也

サミット株式会社

田尻 一

服部 哲也

令和二年四月一日ほか
令和四年五月二十日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

令和四年六月十四日から同年十月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名
サミットストア大森西店

二 店舗所在地 大田区大森西四丁目三百七十番一
ほか

三 設置者名 サミット株式会社

四 設置者住所 杉並区永福三丁目五十七番十四号

五 変更前の店舗名 (仮称) サミットストア大森西店

六 変更後の店舗名 サミットストア大森西店

七 変更前の設置者の代表者名 田尻 一

八 変更後の設置者の代表者名 服部 哲也

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 サミット株式会社

十 変更前の小売業者の代表者名 田尻 一

十一 変更後の小売業者の代表者名 服部 哲也

十二 変更日 令和二年四月一日ほか

十三 届出日 令和四年五月二十日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)

十五 縦覧期間 令和四年六月十四日から同年十月
十四日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

一 店舗名

三省堂書店本社ビル

二 店舗所在地

千代田区神田神保町一丁目一番地

三 設置者名 株式会社三省堂書店

四 設置者住所 千代田区神田神保町一丁目一番地

五 変更前の設置者の代表者名 亀井 忠雄

六 変更後の設置者の代表者名 亀井 崇雄

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社三省堂書店

八 変更前の小売業者の代表者名 亀井 忠雄

九 変更後の小売業者の代表者名 亀井 崇雄

十 変更日 令和二年十一月二十六日

十一 届出日 令和四年五月二十五日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)

十三 縦覧期間 令和四年六月十四日から同年十月
十四日まで。ただし、東京都の休
日に関する条例(平成元年東京都
条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六
条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出
があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告す
る。

令和四年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 三省堂書店本社ビル

二 店舗所在地 千代田区神田神保町一丁目一番地

三 設置者名 株式会社三省堂書店

四 店舗面積の合計 令和四年五月九日
が千平方メートル
以下となる日

雑 報

東京都職員共済組合の招集について

令和四年度第一回東京都職員共済組合組合会を次のとお
り招集する。

令和四年六月十四日

東京都職員共済組合

理事長 黒 沼 靖

一 日時 令和四年六月二十七日 午後三時四十五分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一 号 東京都庁第一本
庁舎北塔三十七階 職員共済組合大会議室

三 議事 議案 令和三年度決算について

正 誤

○令和三年八月十三日付東京都規則第二百九十二号

ページ段 行 一 誤 一 正

二上	一 前年度の平成二十八年改正前の 軽自動車税	A 前年度の平成 二十八年改正前の 軽自動車税
	二 前年度の軽自動車 税種別割	A 前年度の軽自 動車税種別割

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号 郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)二二二(代)
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二)二二二(代)
郵便番号 113-0001

